

## 主任技術者の兼任に関する解釈及び運用

令和4年6月1日

令和7年2月3日一部改正

主任技術者の兼任に関する運用指針【橋本市】より

### ●緩和措置の内容

請負金額が4,500万円（建築工事一式は9,000万円）以上の工事に置く専任の主任技術者について、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（※1）又は施工にあたり相互に調整を要する工事（※2）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km以内（※3）の場合は2件の建設工事を管理できるものとします。

#### ※1 工作物に「一体性」若しくは「連続性」が認められる工事

例：・同一路線や同一河川、同一区画整理地内や同一公園内、同一敷地内等で実施する工事等

#### ※2 施工に当たり相互に調整を要する工事

例：・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要するもの

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要するもの
- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの
- ・同時に複数個所で交通規制を行う複数工事で、円滑な交通を確保するため、相互に調整する必要があるもの等
- ・同一建物内で相互に工程調整を要するもの

#### ※3 工事現場の相互間隔が10km以内

- ・工事現場は「管理可能な一定のエリア（仮囲い等で仕切られた範囲）」である。その工事現場の間隔を自動車で通行可能な経路を測定した移動距離が10km以内であるかどうかで判断する。